

○南相馬市議会議員政治倫理条例施行規程

令和4年10月3日
議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、南相馬市議会議員政治倫理条例（令和4年南相馬市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査の請求)

第2条 条例第5条の規定による審査の請求は、審査請求書（様式第1号又は様式第2号）によるものとする。

(審査請求書等の審査及び受理)

第3条 議長は、審査請求代表者から前条の審査請求書の提出があった場合は、当該審査請求書及び添付された書類その他の物件（以下「審査請求書等」という。）を審査しなければならない。この場合において、審査の請求が条例第5条第1項第1号に規定する市民による場合は、直ちに南相馬市選挙管理委員会に対し、審査請求署名者名簿に署名をした者が選挙権を有する市民であることの確認を求めるものとする。

2 議長は、審査請求書等に不備があると認めるときは、審査請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

3 議長は、第1項の規定による審査及び確認の結果、審査の請求の要件を満たしていると認めたときは、審査請求書を受理し、審査付託書（様式第3号）により速やかに審査会に審査を付託するものとする。

(審査の請求の却下)

第4条 議長は、前条第1項の規定による審査及び確認の結果、審査の請求の要件を満たしていないと認めたとき、又は審査請求代表者が同条第2項の規定による補正の求めに応じなかったときは、審査の請求を却下するものとする。

2 議長は、前項の規定により審査の請求を却下したときは、審査請求代表者に対し、審査請求却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(審査会の委員長等)

第5条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(審査会の委員の除斥)

第6条 審査会の委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、その議事に参与することができない。ただし、審査会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(審査結果報告書)

第7条 条例第11条第1項の規定による審査結果の報告は、審査結果報告書（様式第5号）

によるものとする。

(審査結果通知書)

第8条 条例第11条第2項の規定による審査結果の通知は、審査結果通知書（様式第6号及び様式第7号）によるものとする。

(審査会の傍聴)

第9条 審査会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(公表の方法)

第10条 条例第11条第2項の規定による、審査結果の要旨の公表は、みなみそうま市議会だより及び市議会ホームページへの掲載、その他議長が指定する方法により行うものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月3日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

審 査 請 求 書 (市民用)

年 月 日

南相馬市議会議員長

審査請求代表者 住所
氏名
電話番号

南相馬市議会議員政治倫理条例第5条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり審査を請求します。

また、条例第11条第2項の規定に基づき公表するときは、審査請求代表者である私の氏名について公表することに同意します。

記

1. 審査対象議員の氏名
2. 政治倫理基準に違反する疑いの内容
(該当事項：南相馬市議会議員政治倫理条例第4条第 号)
3. 政治倫理基準に違反する疑いの根拠
4. 添付書類
 - (1) 審査請求署名者名簿
 - (2) 政治倫理基準に違反する疑いを証する書類その他の物件

備考

1. 審査請求代表者の住所及び氏名は、直筆によるものでなければならない。

審査請求署名者名簿

(No.)

No.	署名年月日	氏名	住所	生年月日

備考

- 署名者名簿は、直筆によるものでなければならない。
- 身体障害等により署名簿への署名を他人に委任する場合は、代筆者は条例第5条第1号に規定する選挙権を有する者でなければならない。この場合において、委任を受けた者は、当該委任した者の氏名の下に代筆者と記載し、代筆者として自らの氏名を自署し、住所等を記載しなければならない。
- 署名欄は、必要に応じて増やすことができる。

様式第2号（第2条関係）

審 査 請 求 書（議員用）

年 月 日

南相馬市議会議員長

審査請求代表者 市議会議員

南相馬市議会議員政治倫理条例第5条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり審査を請求します。

また、条例第11条第2項の規定に基づき公表するときは、審査請求代表者である私の氏名について公表することに同意します。

記

1. 審査対象議員の氏名

2. 政治倫理基準に違反する疑いの内容

（該当条項：南相馬市議会議員政治倫理条例第4条 号）

3. 政治倫理基準に違反する疑いの根拠

4. 添付書類

（1）審査請求議員名簿

（2）政治倫理基準に違反する疑いを証する書類その他の物件

審査請求議員名簿

No.	署名年月日	氏 名

備考

1. 氏名は、直筆によるものでなければならない。
2. 名簿は、必要に応じて増やすことができる。

様式第3号(第3条関係)

審 査 付 託 書

年 月 日

南相馬市議会議員政治倫理審査会
委員長 様

南相馬市議会議長 印

下記のとおり審査を付託します。

記

1. 審査対象議員の氏名
2. 審査の付託内容
3. 添付書類その他の物件

様式第4号(第4条関係)

審査請求却下通知書

年 月 日

審査請求代表者

様

南相馬市議会議長

印

年 月 日付けで審査請求がありましたが、下記の理由により却下します。

記

1. 審査対象議員の氏名

2. 却下理由

様式第5号(第7条関係)

審 査 結 果 報 告 書

年 月 日

南相馬市議会議長

南相馬市議会議員政治倫理審査会
委員長 ㊟

年 月 日付で審査の付託を受けた件について、下記の通り報告します。

記

1. 審査対象議員の氏名

2. 審査の結果

3. 審査会の意見

様式第6号(第8条関係)

審 査 結 果 通 知 書(審査請求代表者用)

年 月 日

審査請求代表者

様

南相馬市議会議長

印

年 月 日付けで審査の請求があった件について、南相馬市議会議員政治倫理審査会において審査した結果は下記のとおりでしたので通知します。

記

1. 審査対象議員の氏名

2. 審査の結果

3. 審査会の意見

様式第7号(第8条関係)

審 査 結 果 通 知 書(審査対象議員用)

年 月 日

審査対象議員

様

南相馬市議会議長

印

年 月 日付けで審査の請求があつた件について、南相馬市議会議員政治倫理審査会において審査した結果は下記の通りでしたので通知します。

記

1. 審査の結果

2. 審査会の意見

注:この通知書に記載された内容について弁明しようとするときは、この通知書を受け取った日から14日以内に、意見書を議長に提出することができます。なお、意見書の様式は任意とします。